

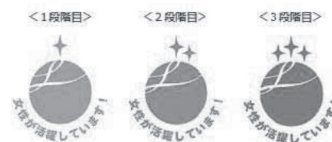
認定マーク「えるぼし」を取得して、人材確保に繋げましょう ～女性活躍推進法～

【広島労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ】

●「えるぼし」とは？

Q えるぼしマークとは何ですか？

A 都道府県労働局への申請により、女性活躍推進が優良な事業主が厚生労働大臣の認定を受けたあと、使うことができるマークです。



Q マークの「★」と「段階」は何ですか？

A 認定の優良な順から、3段階から1段階まで★の数が変わります。最も優良な段階が3段階目(★3つ)です。

Q 認定マークのメリットは何ですか？

A 認定マークを商品、広告、名刺、求人票に使用できます。

また、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース(女性の活躍・両立支援総合サイト)」で表示することができるため、広く一般の方々も取得企業を検索し、閲覧することができます。

このため、女子学生等、求職者へのPR効果により、人材確保が期待できます。

公共調達における加点評価、日本政策金融公庫の低利融資などでのメリットもあります。

女性の活躍・両立支援 総合サイト
URL <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

平成29年度は2社の認定通知書交付式を行いました



西川ゴム工業株式会社 様(3段階)



株式会社イズミ 様(3段階)

●従業員300人以下の事業主の皆様へ 女性活躍推進アドバイザーをご利用ください

<お問い合わせ> 女性活躍推進センター東京本部
(一般財団法人女性労働協会) 03-3456-4412

女性活躍推進法では、従業員300人以下の中小企業は、一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務となっています。

厚生労働省では、行動計画策定支援のため、女性活躍推進アドバイザーが訪問や電話等により、個別にアドバイスを実施しています。この女性活躍推進アドバイザーの利用により、えるぼし認定マークの取得に至った例もありますので、ぜひご利用ください。

<http://www.josei-suishin.com>

女性活躍推進サポートサイト

検索

○様式等の詳細は、厚生労働省ホームページ内

○女性活躍推進法にかかる助成金もあります。(平成29年度 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース))

○お問い合わせは 広島労働局 雇用環境・均等室 (TEL 082-221-9247 まで)

女性活躍推進法特集ページ

検索